本業務を実施する上で必要とする要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必要とする要件 | 提出資料 |
| １ | Ⅲ　仕様書に記載されている発注予定数量について、「10　納入期限」までにデータ入力を行うことができる能力を有すること。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が発令された場合等においても、原則、本業務に従事する従業員については個人情報漏洩防止のためにテレワークでの実施をさせないこと。本業務をやむを得ずテレワークで実施する場合は、適切なセキュリティ対策（情報漏洩防止措置）及び情報漏洩の場合の管理対策を実施していること。 | 「決算データ入力及び信用リスク評価」、「ファイルリネーム」、「信用情報提供」の作業に従事する従業員の人数、作業体制等がわかる資料。　本業務をやむを得ないときに、テレワークでも実施する予定がある場合は、実施するセキュリティ対策（情報漏洩防止措置）及び仮に情報が漏れた場合の、原因を追跡・特定する仕組みがどのようなものかが分かる資料も提出する。 |
| ２ | ISO/IEC27001に基づく認定又はプライバシーマークを取得していること。 | ISO/IEC27001に基づく認定又はプライバシーマークを取得していることがわかる資料。 |
| ３ | 決算データの入力作業について、類似業務を過去に受注した実績があること。 | 過去に受注した類似業務がわかる資料。 |
| ４ | 決算データの入力作業に従事する従業員が、貸借対照表や損益計算書に記載されている勘定科目について理解できる能力を有していること。（個人の確定申告書に記載されている貸借対照表や損益計算書は、手書きの場合も多く、OCR（Optical Character Reader）処理を行うことは困難なことから、直接、目で勘定科目や金額を確認し、入力作業を行う必要があるため。また、法人の決算書の貸借対照表や損益計算書については、会社毎に使用している勘定科目やレイアウトが異なることがあるため、勘定科目を理解し、入力作業を行うことが求められる。） | 決算データの入力作業に従事する従業員が日商簿記等の簿記に関する資格を有していることが分かる資料。決算データの入力作業に従事する従業員が日商簿記等の簿記に関する資格を有していない場合は、過去に決算データの入力業務などに携わったことがわかる資料。 |
| ５ | 決算データの入力作業に従事する従業員は、事業者が直接雇用する65歳未満の従業員であること。 | 事業者が決算データの入力作業に従事する65歳未満の従業員を直接雇用していることがわかる資料。 |